焼津市会計年度任用職員募集案内

焼津市において令和９年１月７日から任用する会計年度任用職員を次のとおり募集します。

１　募集する職務内容、勤務条件、採用予定人数など

区分番号	２３−５８２
採用予定人数	５人
採用期間	令和９年１月７日から令和９年３月 31 日まで
職務内容	主な仕事は、課税課宛て郵便物の収受・仕分け、課税資料（給与支払報告書など）の整理・補記作業、所得税確定申告書データの修正作業を複数名で行うことです。
応募に必要な資格・免許	資格・免許は不問です。 パソコン画面を見ながら入力作業を行うことがあるので、パソコン入力ができる方を希望します。
勤務場所	財政部課税課（焼津市本町 2-16-32）
勤務条件	① 勤務日数：週５日 勤務時間：午前９時から午後５時までの７時間 ② 勤務日数：月 16 日 勤務時間：午前９時から午後３時までの５時間 休憩時間：60 分 休日：土曜及び日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日
休暇制度	年次有給休暇：採用時に付与（２日） 有給の特別休暇：選挙権の行使、忌引休暇など 無給の特別休暇：子の看護休暇、病気休暇など
報酬等	報酬額：時給 1,258 円 手当等：通勤手当、超過勤務手当等を市の規定に基づき支給 ※報酬額は職歴などによって加算されることがある
社会保険	勤務条件①の場合：加入、勤務条件②の場合：未加入
問い合わせ先（所管課）	財政部　課税課　市民税担当 電話 054-626-2149

２　応募資格

（１） 応募を希望する職務に必要な資格や免許を取得していること。

※ 職務に必要な資格や免許は、上記１の「勤務条件等の詳細」をご確認ください。

（２） 地方公務員法第 16 条の各号に該当しない者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 焼津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　応募手続

（１） 受付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 13 日（金）まで

（２） 提出書類

焼津市会計年度任用職員採用申込書

（３） 申込書の作成における注意事項など

- 在学中の学歴は、卒業年月に「〇年〇月（卒業見込）」と記入してください。
- 職歴欄及び資格・免許の名称欄に記入できない場合は、任意の書式で別紙を添付してください。
- 選択項目は、□に✔を記入してください。
- 申込内容欄の「申し込みをする職務の所管課」及び「区分番号」は、上記１の「勤務条件等の詳細」に記入されている所管課及び区分番号を記入してください。
- 申込内容欄の氏名は、自書でお願いします。

（４） 書類提出方法

焼津市役所課税課の窓口（３階７番）に持参するか、下記の宛て先に郵送してください。

宛て先　〒425-8502　焼津市本町 2-16-32

宛て名　焼津市役所　課税課　市民税担当

※ 申込書を郵送する場合は 11 月 13 日（金）必着のこと

４　選考方法

（１） 提出された申込書にて一次選考を実施し、令和８年 11 月 20 日までに通過者に限り結果を連絡させていただきます。

（２） 書類選考の通過者は、令和８年 11 月 27 日に個別面接による２次選考を実施し、採用内定者を決定します。

（３） この募集の選考に漏れた場合でも、任用希望者名簿の登録を希望する方は、令和９年３月 31 日まで任用希望者名簿に登録され、この募集以外の他の職務で選考の対象とすることがあります。

５　その他

・焼津市会計年度任用職員に関する条例・規則等によります。

・採用日から１月間（実際に勤務した日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで延長）は条件付採用期間とし、良好に勤務した場合は、当該期間を経過した日の翌日から正式採用されたものとみなします。

・給料表の規定にかかわらず、決定された給料月額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する地域別最低賃金を基に算出した給料月額に満たない場合は、当該地域別最低賃金を基に算出した給料月額を支給するものとします。